



1 本件訴えについて、原告は、第15回世界陸上競技選手権大会の女子マラソンの代表選考に関して直接の利害関係者ではないが、一日本国民として同代表選考について説明を求める権利を有するとともに、マラソンのパフォーマンスを科学的に評価できる世界で唯一の存在であるなどとして、本件訴えに関して原告適格を有すると主張する。

しかし、「不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる」ものであり（行政事件訴訟法37条）、その申請は法令に基づくものである必要があるが、原告の前記第2の行政指導の求めは、法令上の根拠に基づくものではなく、原告にその申請権があるとも解されない。

したがって、原告は、本件訴えについて原告適格を有しない者であるというほかなく、上記原告の主張は独自の見解によるものであって採用の限りではない。

2 以上によれば、その余について判断するまでもなく、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないことは明らかである。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条を適用して、口頭弁論を経ないで、本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 俊 之

裁判官 齊 藤 充 洋

裁判官 池 田 好 英